

伊那市・高遠町・長谷村  
第10回合併協議会 会議記録（概要）

平成17年1月26日 午後4時00分  
伊那市役所 全員協議会室

1. 開 会

事務局長（塚本哲朗）

2. 会長あいさつ

会 長（小坂樫男）：去る1月22日と23日に市町村合併シンポジウムを企画したところ、3会場合計で約1000人の住民の皆さんにご参加いただき、盛大に開催することができました。参加者からは、3首長の意見を直接聞くことができ、有益だった、などのコメントをいただきました。

高遠町では昨日から新しいまちづくりのための住民説明会が始まりました。長谷村は明日から、伊那市においても28日から始まります。今後、2月の下旬には合併協定調印式を執り行い、3月議会で各市町村議会の議決を得て、県へ合併の申請をするという予定で考えています。

3. 協議事項

協議第81号（継続） 事務組織及び機構の取扱いについて

会 長（小坂樫男）：協議第81号（継続）については調整方針案のとおりでよろしいでしょうか。

・・・・・・異議なし・・・・・・

4. 第11回協議事項の提案

協議第11号（継続） 新市建設計画について

事務局（北原浩一）：（説明）

県の正式協議はおよそ10日から2週間程度かかると聞いています。今後の日程を勘案し、今回の協議会でこの修正案についてご協議、ご確認をいただきたいと考えています。

高遠町2号委員（野々田高芳）：39ページの修正点についてですが、「土地改良事業」という言葉を削除した理由についてもう少し詳しく説明してください。

事務局（北原浩一）：土地改良法の定義によると、「土地改良事業」の中に用排水路や農道整備など事業が含まれており、内容が重複するためです。

高遠町2号委員（野々田高芳）：「土地改良事業」という言葉を生かすことはできないでしょうか。

事務局（北原浩一）：それでは「土地改良事業（用排水路・農道整備等）その他の農業生産基盤整備により、」に修正して再提案いたします。

会 長（小坂樫男）：協議第 11 号（継続）については、39 ページの修正点をただいまの修正案のとおりとし、その他については調整方針案のとおりでよろしいでしょうか。

．．．．．異議なし．．．．．

協議第 64 号（継続） 財産の取扱いについて

事務局長（塚本哲朗）：（説明）

会 長（小坂樫男）：今後の日程との関係から、できれば本日、ご確認をいただければと考えています。

高遠町 3 号委員（北原公雄）：関係資料の 2 行目についてですが、「財産区設置の趣旨に沿って」という表現は分かりにくく後世に疑問を残す恐れがあるので、削除した方が良いのではないのでしょうか。

事務局長（塚本哲朗）：それでは「財産区設置の趣旨に沿って調整案とした。」の部分を「上記調整案とした。」に修正して再提案いたしますので、ご協議ください。

伊那市 2 号委員（三澤岩視）：伊那市議会では、この協議項目について協議していません。

長谷村 2 号委員（北原幸彦）：この関係資料の 2 行は削除したらどうでしょうか。

高遠町 2 号委員（原浩）：財産区の問題は、この協議会で正式に論議していただきかけた。

会 長（小坂樫男）：財産区については、正副会長会において高遠町長及び長谷村長から設置の意向が示され、協議をしましたが、設置には各議会の承認が必要であること、また、今回の合併は対等合併であるため財産は全て持ち寄るのが本旨だという理由から、財産区の設置はしないこととしました。その代わりに、山林等から生ずる収益はそれぞれの地域の振興のために使うということにしたらどうか、という案が出されたので、そうした趣旨を踏まえ追加協議としてご提案したということです。

高遠町 2 号委員（原浩）：そういう経緯があるのであれば、関係資料の 2 行は記録として後世に残した方が良くと思います。

長谷村 2 号委員（佐藤八十一）：長谷村や高遠町の山林に関わっている人々には山に対する執念があります。こうして検討をした経緯があるということを残しておかないと、説明ができないと思います。

会 長（小坂樫男）：協議第 64 号（継続）については、関係資料の 2 行目の「財産区設置の趣旨に沿って調整案とした。」の部分を「財産区設置の趣旨に沿って上記調整案とした。」と修正し、調整方針案については提案のとおりでよろしいでしょうか。

．．．．．異議なし．．．．．

## 5．報告事項

（1）これからの協議会日程について

事務局（山崎大行）：（説明）

( 2 ) その他

・特になし

6 . その他

・特になし

7 . 閉 会

( 終了 午後 4 時 4 5 分 )